

空気調和機器稼働事業についてのお知らせ

～住宅防音工事で設置したエアコン等の使用に伴う電気料金の一部補助について～

1. 空気調和機器稼働事業について

空気調和機器稼働事業とは、東海防衛支局の助成による防音工事を実施した住宅にお住まいの方に対して、住宅防音工事により設置した空気調和機器（冷房機及び換気扇。以下「エアコン等」という。）の使用に伴う電気代の一部を補助するものです。

2. 補助を受けられる方

岐阜飛行場周辺の住宅防音工事対象区域（第1種区域）において、国（東海防衛支局）の補助により防音工事を実施した住宅に住んでいる方のうち、「生活保護法」に規定する被保護者の方又は「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」により支援給付を受けている方で、防音工事により設置したエアコン等の使用に伴う電気代を支払った方

3. 対象となる経費

稼働費と地方事務費を合算した額が補助額となります。

（1）稼働費

アとイを合算した額。ただし、**10,470円**を超えないものとする。

ア 防音工事によるエアコン等の設置に伴い増加した、補助対象期間（原則として、電気料金領収書等の3月分の使用期間の始まりから2月分の使用期間の終わりまで）における電気の基本料金

イ 防音工事により設置したエアコン等の稼働に伴い増加した、補助対象期間（原則として、6月1日から9月30日まで）における電力量料金

（2）地方事務費

補助金等交付申請書の郵送費 **84円**

4. お申し込み方法

補助を希望される方につきましては、10月末日までに以下の相談窓口までお問い合わせください。

東海防衛支局 防音対策課 住宅防音係 稼働費担当

〒460-0001 愛知県名古屋市中区三の丸二丁目2番1号 名古屋合同庁舎第1号館 7F

TEL：052-952-8226